



2026年3月19日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 代表取締役社長COO 石井 敬太
(コード番号 8001 プライム市場)
問合せ先 IR部長 原田 和典
(TEL. 03-3497-7295)

役員報酬B I P信託の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年度より導入済の役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P信託」という。) を継続することを決議しましたので、下記の通りお知らせ致します。

1. 概要

当社は、取締役、執行役員および上席執行理事 (社外取締役および国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。) を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、2016年度よりB I P信託を導入しており、これを2026年度以降も継続します。今般継続を決定したB I P信託は、2027年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度 (以下「対象期間」という。) を対象として、毎事業年度の業績等に応じた当社株式等について取締役等の退任後に役員報酬として交付等を行うものです。

2. 対象者 (受益者要件)

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間において付与されたポイントの累積値 (ポイントの計算方法は下記(3)に定義し、以下「累積ポイント数」という) に相当する本株式等について、本信託から交付等を受けることができます。受益者要件は以下のとおりです。

- ① 対象期間中に取締役等として在任していること
- ② 取締役等を退任していること
- ③ 国内居住者であること
- ④ 下記3. に定める内容によって累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他B I P信託としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

3. 取締役等に交付等が行われる本株式等

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、前年7月1日から同年6月末日 (以下「支給対象期間」という。) まで取締役等として在任した者を対象として、支給対象期間の職務執行の対価として、同年3月31日終了した事業年度における業績及び当該支給対象期間における在任月数に応じて業績ポイントが付与されます。また、毎年期末又は中間の配当基準日 (以下「配当基準日」という。) まで取締役等として在任した者を対象として、各配当基準日時点の配当金に応じて配当金ポイントが付与されます。

累積ポイント数＝業績ポイントの累積＋配当金ポイントの累積

業績ポイント

＝役位毎の基準ポイント（注1）×業績によるポイント算出率（注2）×
（対象期間内の在任月数（1月未満切り上げ）÷12）（小数点以下の端数は切り捨て）

（注1）役位毎の基準ポイントは以下のとおり

	役位	基準ポイント
取締役	取締役会長	159,500
	取締役社長	119,500
	取締役副社長執行役員	80,000
	取締役専務執行役員	64,000
	取締役常務執行役員	48,000
	取締役執行役員	35,000

（注2）業績によるポイント算出率は以下のとおり（以下A+B+C）

A＝（当社株主に帰属する当期純利益（連結）のうち3,000億円を超え8,000億円に達するまでの部分）÷100億円×2%

B＝（当社株主に帰属する当期純利益（連結）のうち8,000億円を超え1兆円に達するまでの部分）÷100億円×2%×2

C＝（当社株主に帰属する当期純利益（連結）のうち1兆円を超える部分）÷100億円×2%×3
※担当組織の業績評価ができる取締役等については上記「2%」を「1%」とする。

配当金ポイント

＝配当基準日時点の累積ポイント数×1株あたり配当金÷基準株価

基準株価

＝配当金支給日の属する月の前月の日々の当社株価終値の単純平均値

取締役等の退任後に累積ポイント数に相当する本株式等の交付等が行われます。なお、1ポイントは本株式1株とします。但し、本株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、本株式の分割比率・併合比率等に応じて、付与ポイント数又は1ポイントあたりの本株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。なお、当社は、2026年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施いたしました（以下「本株式分割」という。）。対象期間以前の事業年度を支給対象期間として取締役等に対して付与された業績ポイント及び配当金ポイントに関しては、本株式分割前後において報酬額の経済的同等性を維持するため、1ポイントあたり本株式5株の交付等を行うものとします。

4. 本信託に拠出される信託金の合計上限額及び本信託において取締役等に付与されるポイントの総数の上限信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額及び本信託において取締役等に付与されるポイント数は、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 80 億円（2 年分）（※）

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与するポイントの総数の上限 450 万ポイント（2 年分）

5. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記 4. の株式取得資金及び付与ポイント総数の範囲内で、株式市場又は当社からの取得を予定しています（原則、株式市場から取得するものとします）。

6. 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

7. 本信託内の本株式の配当の取扱い

本信託内の本株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、上記 3. に定める内容に従って算出された配当金ポイントを付与するものとします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 2024年8月8日 |
| ⑧信託の期間 | 2024年8月8日～2028年8月31日 |
| ⑨議決権行使 | 行使しない |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪信託金の上限 | 80億円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑫株式の取得日 | 下記の各期間、金額にて株式取得を実施
(1)2026年度 上限40億円（予定）
2026年5月12日（予定）～2026年5月31日（予定）
(2)2027年度 上限40億円（予定）
2027年5月11日（予定）～2027年5月31日（予定） |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場又は当社より取得 |
| ⑭帰属権利者 | 当社 |
| ⑮残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上